

## トピックス

### 1. 「森林・林業再生プラン」の実現に向けて取組を開始

#### （「森林・林業再生プラン」の具体的検討）

農林水産省では、平成21(2009)年12月に、我が国の森林・林業を再生する指針となる「森林・林業再生プラン」を策定しました。同プランでは、「10年後の木材自給率50%以上」を目指して、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築することとしました。

平成22(2010)年1月には、「森林・林業再生プラン推進本部」を設置し、その下に設置された検討委員会において、同プランを踏まえた具体的な改革の内容について検討を行いました。同11月には、「森林・林業の再生に向けた改革の姿」として、最終取りまとめが行われました。

「改革の姿」では、森林・林業に関する施業・制度・体制を抜本的に見直し、新たな森林・林業政策を構築するため、①適切な森林施業が確実に行われる仕組みの整備、②広範に低コスト作業システムを確立する条件整備、③担い手となる林業事業者や人材の育成、④国産材の効率的な加工・流通体制の整備と木材利用の拡大を段階的・有機的に進めることを提言しました。

これらの提言を受けて、平成23(2011)年度は「森林・林業再生元年」として、森林・林業政策の抜本的な見直しを行いました。

#### （「森林法」を改正）

平成23(2011)年4月に、「森林・林業再生プラン」を法制面で具体化するため、「森林法」が改正されました。

今回の改正によって、森林所有者が不明な場合にも適正な森林施業を確保できるようになりました。また、伐採及び伐採後の造林の届出がなく伐採が行われた場合に、伐採中止又は造林の命令を発出できるようになりました。さらに、森林計画制度の見直しにより、現行の「森林施業計画」を、集約化を前提に路網の整備等を含めた「森林経営計画」に改めました(右下図)。

改正された「森林法」は、平成24(2012)年4月から施行されました。ただし、一部の措置は東日本大震災への対応を考慮して、平成23(2011)年度から施行されています(第Ⅲ章76ページ)。

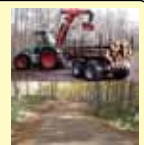
#### （「森林管理・環境保全直接支払制度」を導入）

平成23(2011)年度から、「森林管理・環境保全直接支払制度」を導入して、面的なまとまりをもって計画的な森林施業を行う者に対する直接支援を開始しました。

### 新たな「森林・林業基本計画」の概要

#### 「森林・林業再生プラン」の推進

- ・「森林・林業再生プラン」の実現に向けた目標や施策を明確化。
- ・森林計画制度の見直し、適切な森林施業の確保、路網整備の加速化、林業事業者・人材の育成、国産材の需要拡大と効率的な加工・流通体制の確立。
- ・森林の多面的機能の持続的発揮、雇用の創出による山村地域の振興、環境負荷の少ない社会の構築。



#### 地球温暖化対策、生物多様性保全への対応

- ・京都議定書の目標の達成はもとより、低炭素社会の構築に向け、森林吸収量の確保、排出削減を推進。
- ・森林における生物多様性の保全の方針などを明確化。



#### 国内外の木材需給を踏まえた対応

- ・住宅など建築用材の需要拡大に加え、公共建築物等の木造化、木質バイオマスの利用拡大等を推進。
- ・木材製品の輸出拡大に向けた取組を推進。



#### 我が国経済の回復に向けた模索と山村の振興

- ・山村地域の主要産業である林業の再生を通じ、山村地域の雇用の創出、我が国経済の回復に貢献。



#### 東日本大震災からの復興に向けた取組

- ・森林・林業の再生を図り、森林資源を活かした環境負荷の少ないまちづくりに貢献。



同制度では、間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の開設を支援するとともに、施業集約化の促進に必要な施業提案書の作成や境界確認等の取組を支援しています。

平成24(2012)年度からは、改正された「森林法」の全面施行に伴い、「森林経営計画」の作成者等に支援対象を限定して、本制度の実施に取り組みます(第Ⅲ章78ページ、第Ⅳ章119-120ページ)。

### 〔「森林・林業基本計画」及び「全国森林計画」を変更〕

平成23(2011)年7月には、森林・林業施策の基本となる「森林・林業基本計画」を変更するとともに、これに即して、「全国森林計画」を変更しました。

新たな「森林・林業基本計画」では、適切な森林施業の確保、施業集約化の推進、路網整備の加速化、人材の育成等「森林・林業再生プラン」の実現に向けた取組を示すとともに、地球温暖化対策や生物多様性保全への対応、山村振興等と併せて、東日本大震災からの復興に必要な取組が盛り込まれています。また、政府が総合的かつ計画的な施策を講ずることにより、10年後の木材供給量を3,900万 $m^3$ とすることを目標としています(左下図)。

また、新たな「全国森林計画」では、現行の森林の3機能区分を廃止し、地域主導で発揮を期待する機能ごとの森林の区分を設定できる仕組みに転換するとともに、伐採・造林等の基準や路網の考え方を明確化しました。その上で、新たに策定された「森林・林業基本計画」の目標に即して、計画量の見直しを行いました。

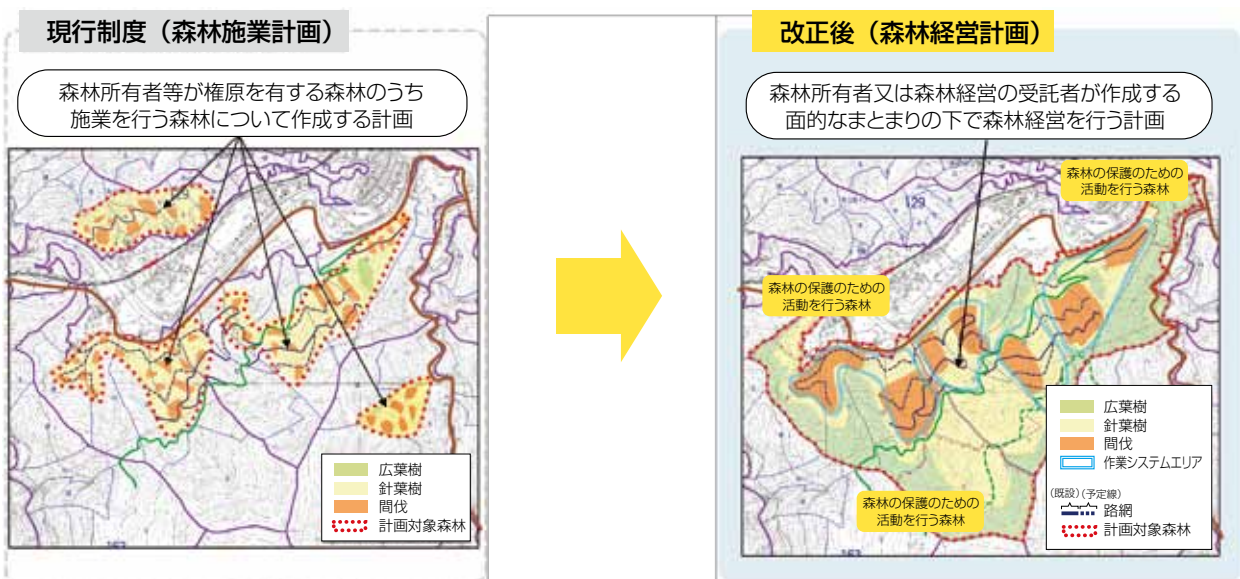
さらに、森林法の改正に伴い、「全国森林計画」に即して「地域森林計画」と「国有林の地域別の森林計画」が一斉に変更されるとともに、「市町村森林整備計画」についても、地域の森林のマスタープランとなるよう、一斉に変更されました(第Ⅲ章76-78ページ)。

### 〔「准フォレスター研修」を開始〕

平成23(2011)年7月からは「准フォレスター研修」を開始しました。

「森林・林業の再生に向けた改革の姿」では、長期的視点に立った森林づくりを計画・指導できる技術者を「フォレスター」として育成することが提言されました。「フォレスター」の資格認定は平成25(2013)年度からを目指しており、当面は、将来のフォレスター候補となる者を対象に研修を実施して、研修終了者(「准フォレスター」)がフォレスターの役割を担うこととしています。

同研修では、全国7ブロックにおいて、まずは都道府県と国(国有林)の職員を対象に、「市町村森林整備計画」と「森林経営計画」の作成、路網と作業システム、施業の集約化等に関する講義や実習を行っています。平成23(2011)年度には、合計443名が「准フォレスター研修」を修了しました(第Ⅳ章124ページ)。



図：「森林経営計画」の導入

## トピックス

### 2. 東日本大震災や台風・集中豪雨等により災害が多発

#### (東日本大震災により森林・林業・木材産業に甚大な被害が発生)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東北地方の太平洋岸を中心に、森林・林業・木材産業に大きな被害が発生しました。

特に、林業・木材産業では、合板生産量の約3割を担っていた合板工場6か所が被災しました。また、青森県から千葉県にかけての沿岸部では、津波により広い範囲の海岸防災林で立木の倒伏や流失等が発生しました。

このような被害を受けて、林野庁では、非被災工場への原木流通の支援や木材需給の情報提供等により、木材需給の安定化を図るとともに、被災した木材加工施設の復旧を支援しました。合板業界では、被災しなかった工場での増産体制を整備するとともに、被災した合板工場の迅速な復旧に全力で取り組むことにより、業界全体で安定供給の確保に努めました。

また、海岸防災林の再生に関する検討会を開催して、再生の方向性について検討を行いました。

さらに、今回の震災では、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、広い範囲で森林が放射性物質に汚染されました。また、きのこ類等から暫定規制値を超える濃度の放射性物質が検出されて、出荷制限等が行われました。

このような中、林野庁では、福島県の森林における空間線量率や森林内の放射性物質の分布状況等について調査を行うとともに、森林の除染のポイントを取りまとめました。また、きのこ原木・菌床用培地と薪・木炭に指標値を設定して、安全の確保を図りました。今後は、政府一体となって、森林の除染に取り組んで参ります。

林野庁では、地域の基幹産業として森林・林業の再生を進めるとともに、復興に必要な木材を全国から安定供給する体制を構築して、被災地の復旧・復興に貢献して参ります。また、森林・林業再生の先導的モデルとして、被災地において先進的な取組を推進して参ります(東日本大震災については、第I章参照)。



合板工場の被災状況  
(岩手県宮古市)



海岸防災林の被災状況  
(岩手県野田村)

## (台風や集中豪雨により山地災害が多発)

平成23(2011)年には、東日本大震災のみならず、台風の相次ぐ上陸や集中豪雨等により、各地で山地災害が多発しました。

我が国の森林は、急峻な地形やぜい弱な地質、集中豪雨や台風の影響等により、山地災害が発生しやすい条件下にあります。このような中、同7月には「平成23年7月新潟・福島豪雨」、「台風第6号」、同9月には「台風第12号」、「台風第15号」により、日本各地の広い範囲で、記録的な大雨・暴風による山腹崩壊等の山地災害が多数発生しました。特に、台風第12号では、奈良県上北山村<sup>かみきたやまむら</sup>で1814.5mm、新潟・福島豪雨では福島県<sup>ただみまち</sup>只見町で711.5mmの総降水量を観測するなど、各地での記録的な豪雨を引き金として、大規模な山腹崩壊が発生し、人的被害を伴う激甚な被害が発生しました。

この結果、平成23(2011)年における山地災害の被害額は、これまで最大の平成5(1993)年を上回る2.858億円に上りました。

林野庁では、台風や集中豪雨の被災地における二次災害の防止と早期復旧に寄与するため、激甚な被害を受けた県に技術を有する職員を派遣して、被災県と連携して復旧対策に向けた調査に当たるなど、初動時に迅速な対応を行いました。被害箇所のうち、特に緊急に対応が必要な箇所については、平成23(2011)年度補正予算により、災害関連緊急治山事業等を実施しています。

今後、林野庁では、被災箇所の早期復旧を進めるとともに、災害の未然防止のため、治山施設の整備や公益的機能の低下した森林の整備により、災害に強い森づくりを推進して参ります。



台風第6号に伴う豪雨による被害（高知県北川村<sup>きたがわむら</sup>）  
山腹崩壊により国道等が被災。



台風第12号に伴う豪雨による被害（奈良県五條市<sup>ごじょうし</sup>）  
大規模な山腹崩壊により河道閉塞が発生。

## トピックス

### 3. 「2011国際森林年」の盛り上がり

平成23(2011)年は、国連総会の決議に基づく「国際森林年(International Year of Forests 2011)」でした。「国際森林年」は、世界中の森林の持続可能な経営・保全の重要性に対する人々の認識を高めることを目的に定められ、各国で、テーマ「人々のための森林(Forests for People)」の下、国際森林年に関連した活動が行われました。

我が国では、「森を歩く」を国内テーマとして、各界の有識者20名をメンバーとした「国際森林年国内委員会」を中心に、記念会議やシンポジウムの開催、全国植樹祭や全国育樹祭等の既存の国民運動との連携、「市民と森林をつなぐ国際森林年の集い」の開催、新聞やテレビ等を通じた広報活動等、様々な活動を行いました。また、ミュージカル「葉っぱのフレディ」の子役21名が農林水産大臣から「国際森林年子ども大使」に任命され、全国各地で開催された記念行事に参加し大いに盛り上げました。

国内委員会では、平成23(2011)年10月に、平成24(2012)年以降も国際森林年の取組を継続するため、メッセージ「森のチカラで、日本を元気に。」を発出しました。このメッセージは、国民一人一人が森林の重要性を認識して、持続可能な森林の管理・活用ができる社会を目指すことを呼びかけるとともに、東日本大震災からの復興に向けた思いも込められています。あわせて、いつまでも森林の恵みを享受できるよう、我々一人一人が取り組むべき具体的な行動も提案しました。

平成24(2012)年2月には、国連本部で開催された国際森林年クロージングセレモニーで、我が国の<sup>はたけやま</sup>畠山<sup>しげあつ</sup>重篤氏(宮城県)が、森林に関する功労者を顕彰する「フォレストヒーローズ」に選出されました。畠山氏は、<sup>かき</sup>牡蠣<sup>ほたて</sup>や帆立の養殖業を営みながら、「森は海の恋人」をテーマに<sup>けせんぬま</sup>気仙沼湾上流の植樹を続けてきたことが評価されました。

平成24(2012)年6月には、ブラジルで「地球サミット(Rio+20)」が開催されます。国際森林年の盛り上がり、地球サミットへの関心にもつながることが期待されます。

①



②



③



- ① 「葉っぱのフレディ」／「国際森林年子ども大使」21名が主演を務めるミュージカル。
- ② 国際森林年のロゴマーク／人間を中心に、シカ、アヒル、トカゲ、広葉樹、針葉樹、リンゴ、水、雨雲、住宅、薬の瓶が描かれ、世界の森林の持続可能な経営、保全等における人間の中心的役割をたたえるもの。
- ③ フォレストヒーローズの受賞報告／フォレストヒーローズに選出された畠山重篤氏(左から2人目)が、鹿野農林水産大臣(右から2人目)に受賞を報告。

## トピックス

## 4. 小笠原諸島が世界自然遺産に決定

平成23(2011)年6月に、パリ(フランス)のユネスコ(UNESCO<sup>\*1</sup>)本部で開催された「第35回世界遺産委員会」において、我が国が世界自然遺産に推薦していた「小笠原諸島」の世界遺産一覧表への記載が決定しました。世界遺産は、「世界遺産条約」に基づいて、記念工作物、建造物群、遺跡、自然地域等で顕著で普遍的な価値を有するものを一覧表に記載する取組で、「文化遺産」、「自然遺産」及び文化と自然の「複合遺産」の3つがあります。

小笠原諸島は、大陸と一度も陸続きにならなかったことのない海洋島の生態系に特有の生物進化の様子をよく表しており、陸産貝類と高等植物等の固有種率が非常に高いこと等が評価され、我が国では「屋久島」、「白神山地」、「知床」に続く4件目の世界自然遺産として一覧表に記載されました。

小笠原諸島世界自然遺産のうち、陸域の約8割が林野庁の所管する国有林野であり、林野庁では、国有林野のほぼ全域を「森林生態系保護地域<sup>\*2</sup>」に設定するとともに、地元関係者と連携して、希少な野生動植物の保護、外来種の駆除による固有の森林生態系の修復、森林生態系保護地域の利用ルール導入等の保全対策に取り組んできました。

希少な野生動植物の保護については、主に国有林野内に生息しているアカガシラカラスバト等の保護・増殖を図るため、生息・生育状況等の調査、生息環境の保全、巡視等を実施しています。

外来種の駆除については、特に侵略性が強い常緑樹のアカギやモクマオウ等を対象として、森林生態系への影響についてモニタリング調査を行いながら、薬剤注入による枯殺や抜き取りによる駆除を順応的<sup>\*3</sup>に行っています。

森林生態系保護地域の利用ルール導入については、保護と利用の両立に向けて、同地域への入林を指定ルートに限定するとともに、講習を受けたガイドの同行を義務付ける「利用ルール」を全国で初めて策定し、平成20(2008)年から導入しています。

これらの取組は、学識経験者等で構成される「小笠原諸島世界自然遺産地域科学委員会」等の助言を得ながら、地元関係者や関係機関との連携により実施してきました。

林野庁では、世界遺産一覧表への記載を踏まえて、引き続き、小笠原諸島における外来種対策に取り組めます。また、今後、観光客の増加が予想されることから、観光客による世界遺産区域内への外来種の持ち込みを防ぐための方策を検討・強化するとともに、観光客への普及啓発のため、観光客の参加による保全活動を進める方針です。



小笠原諸島の森林



アカガシラカラスバト(上)と指定ルートでのガイド風景(下)

\*1 United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization(国際連合教育科学文化機関)の略。

\*2 国有林野事業における保護林制度の区分の一つ。原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等を目的とするもの。

\*3 「順応的」とは、当初の予測どおりとならない事態も起こり得ることを予め管理システムに組み込み、常にモニタリングを行いながら、その結果に合わせて対応を変えるように柔軟に行うことを意味する。

## トピックス

### 5. 林業・木材産業関係者が天皇杯等を受賞

林業・木材産業の活性化に向けて、全国で様々な先進的な取組がみられます。このうち、その内容が優れており、広く社会の賞賛に値するものについては、毎年、秋に開催される「農林水産祭」において、天皇杯等三賞が授与されています。ここでは、平成23(2011)年度の実績を振り返ります。

#### 天皇杯

出品財：経営（林業）

竹川 将樹 氏 静岡県富士宮市

竹川氏は、江戸時代から続く専門林家として500haを超える山林の経営を行うかたわら、キャンプ場等のレクリエーション施設を運営しています。この複合経営により、レクリエーション施設からの収入等による林業部門への安定的な再投資、森林施業とキャンプ場運営の兼務による労務の平準化、外部販売に不適な木材のキャンプ場資材としての有効活用等を実現しています。竹川氏による経営は、森林の有する多様な機能をビジネス化した事例として、新しい林業経営のモデルを示しています。



#### 内閣総理大臣賞

出品財：産物（木材）

伊藤 林産有限会社（代表：伊藤 正弘氏）岐阜県中津川市

伊藤林産は、高品質ブランドとして知られる「東濃松」の主産地に位置し、大正13(1924)年より製材業を営んでいます。平成22(2010)年度の製材品生産量は2,040m<sup>3</sup>で、良質な原木を粗挽きした後に乾燥させ、再度製材する「二度挽き」により、製品の狂いが少なく、強度とヒノキ本来の色艶を保った高品質な柱材を生産しています。また、このような高度な製材技術を活用しつつも、材料を一般材にすることで商品を購入しやすい価格とするなど、消費者ニーズに対応した生産にも努めています。



#### 日本農林漁業振興会会長賞

出品財：技術・ほ場（苗ほ）

三浦 惣弘 氏 秋田県大館市

三浦氏は、秋田県で最大規模の苗木生産家で、450aの山林用苗木で毎年約10万本のスギ苗木を生産しています。もみ殻や稲わら等の循環利用可能な資源の肥料への利用、各種作業の徹底的な機械化による作業時間の短縮、少花粉スギの苗木やコンテナ苗木等の先進的な苗木生産の技術開発に取り組むなど、積極的に事業を展開しています。三浦氏のような比較的若い経営者が、合理的な経営により、ほぼ専業という体制で苗木生産に取り組んでいることは、生産技術の継承という点において極めて有益なことです。

